

(別紙)

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」、市史跡「東浦路」及び
その他の文化財の保存活用等に係る提言書

令和3年9月16日

宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会

1. 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」、市史跡「東浦路」に関する事項

1－(1) 保存活用の実施計画の作成

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」保存活用計画書書（令和3年3月）（以下「保存活用計画書」という。）では、同保存活用計画書に基づく実施計画を作成することになっているので、実施計画の作成に速やかに着手すること。

保存活用計画書に基づく「実施計画」ができないことには、国史跡の本格的な保存活用の施策が始まりませんことから、すみやかに実施計画を作成すべきです。保存活用計画書では令和3年からの5年間の内に実施計画を作成し、なおかつ保存活用の施策を実施することになっています。令和3年度は既に5ヶ月上が経過していることから、保存活用計画書の完成に続き、切れ目なく実施計画を作成することが大切です。

また、保存活用計画書を検討する「江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会」において、保存活用計画書の完成に続いて、速やかに実施計画を作成すべしという委員の意見を踏まえて、保存活用計画書ができていますことから、速やかに実施計画の作成に着手すべきだと考えます。

1－(2) 戦略的な政策立案

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の文化的な価値を損なわないためには、その周辺環境も含めて一体的に保存する必要があることから、御石ヶ沢地区及び多賀地地区等を含めた保存のための戦略的な政策を立案し、実施すること。

御石ヶ沢地区、多賀地地区あるいはその近隣地区に関わる大規模な開発計画がこれまでにいくつかあったところですが、当保存会が承知する限り、ゴルフ場建設計画、産業廃棄物最終処分場建設計画、大規模太陽光発電所建設計画がありました。現時点ではそれらの計画はいずれも進んでいませんが、市民の反対運動が起こるなどして、少なからず市民との摩擦を生んだ計画もありました。

もし、この中の計画が一つでも進行していれば、現在の国史跡の指定あるいは市史跡（東浦路）の指定はなかったかも知れません。即ち、貴重な市民、国民の文化的な財産が失われていたかも知れません。

また、現時点では、新たに御石ヶ沢地区、多賀地地区の土地所有者となった会社は、詳細は不明ながらも、なにがしかの土地利用の事業計画を考えていると聞き及んでいるところです。

これからも、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の周辺で開発計画が繰り返されることがあり得ることから、貴重な市民、国民の文化的な財産、あるいは文化資源を良好な状態で保全できる戦略的な政策対応が必要であると考えます。

1－(3) 「特別緑地保全地区」の指定

静岡県が策定した「都市計画区域マスタープラン」（令和３年３月）の中で、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」を含むその周辺樹林について、「特別緑地保全地区」の指定を検討することが新たに記載されたことから、都市緑地法に規定する「特別緑地保全地区」の指定に向けて、伊東市の内部調整はもちろんのこと、静岡県及び国との調整等を精力的に行うこと。

令和３年３月に見直された「都市計画区域マスタープラン」（伊東国際観光温泉文化都市建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）では、「３ 主要な都市計画の決定の方針」の内、「（４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」において、以下の記載があります。

＜都市計画区域マスタープラン＞

イ. 特別緑地保全地区

自然地の文化的環境・緑地保全を目的に、物見が丘・芝町・玖須美（小平）・大原一丁目・馬場町一丁目の社寺林等及び国史跡「江戸城石垣石丁場跡」を含むその周辺樹林について、特別緑地保全地区の指定を検討する。

上記の内、国史跡に関する部分の記載は、同「都市計画区域マスタープラン」の見直しに係る公聴会において、伊東市民から公述意見が述べられ、その意見が反映されたものです。

上記の記載では、「特別緑地保全地区の指定を検討する」となっていますが、速やかに検討が行われ、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」を含むその周辺

樹林が「特別緑地保全地区」に指定されることが大事です。そして、そのように関係部署に働きかけることが大事だと考えます。

また、このことは、本市の歴史文化遺産であり、本市の唯一の国史跡である「江戸城石垣石丁場跡」及びその周辺樹林の一層確固たる保存を熱望する伊東市民の公述意見が反映されていることから、きっと実現されるべきものだと考えます。

1－(4) 「重要景観形成地区」の指定

伊東市景観形成基本計画において、「宇佐美北部石丁場群周辺地区」が「重要景観形成地区」の候補地として挙げられていることに鑑み、①同地区の保存活用について、地域住民の一層の理解と協力を図ること。②また、地域住民の主体的な活動を積極的に支援すること。③加えて、同地区が「重要景観形成地区」に指定されるように関係部署と綿密な調整をとること。

「伊東市景観形成基本計画」（令和3年9月1日施行）において、「宇佐美北部石丁場群周辺地区」が「重要景観形成地区」の候補地の一つとして挙げられたことは、文化財行政の上からも極めて大事なことだと思います。

同「景観形成基本計画」によれば、「重要景観形成地区」指定の考え方として、「歴史・文化の景観資源が多く見られる地区」や「景観形成に関する継続的な活動がある地区」などが挙げられており、候補地について、「今後、地区住民と協働していく中で重要景観形成地区の指定に向けて取り組んでいく」としています。

「宇佐美北部石丁場群周辺地区」は、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」に象徴される区域ですが、同地区の歴史・文化の景観資源の保存を、一層、地区住民と共に進めていくことが大事だと思います。

そうしたことの積み重ねを背景として、「候補地」から「重要景観形成地区」に指定するため、関係部署と調整することが大事であると考えます。

1－(5) 「重要文化的景観」の選定

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」を中心とする周辺地域を文化財保護法に基づく「重要文化的景観」として選定するよう、文部科学大臣に申し出ることを検討すること。

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」を中心とする地域は、景観法に基づく「伊東市景観形成基本計画」の中では、「宇佐美北部石丁場群周辺地域」として、「重要景観形成指定地区の候補」として位置づけられています。

また、都市計画法に基づく「都市計画区域マスタープラン」（静岡県策定）の中では、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」を含むその周辺樹林として、都市緑地法に規定する、「特別緑地保全地区」の指定を検討することとされています。

こうしたことから、当該地区は、文化財保護法第134条に規定する「重要文化的景観」に選定される要素を十分に持っていると思われます。そこで、当該地区の文化的価値を一層高めるために、文化財保護法の規定に基づき、「重要文化的景観」として選定されるよう文部科学大臣に申し出ることを検討すべきと考えます。

<文化財保護法>

(重要文化的景観の選定)

第百三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

1－(6) 「眺望点」の指定

「だんご紋」から「田の刻印」に上がる坂道について、歩行の安全が十分確保できるように速やかに対処すること。 然る後に、伊東市景観形成基本計画（令和3年9月1日施行）における眺望点に「ナコウ山テラスからの眺望」を指定するように関係部署と調整すること。

令和3年2月から3月にかけて実施された「伊東市景観形成基本計画（案）」のパブリックコメントでは、眺望点の指定に関して、次の意見及び市の考え方がホームページに掲載されています。

＜パブリックコメント＞

- 眺望点の指定地点に「ナコウ山テラスからの眺望」を追加する。
- （理由）ナコウ山は「宇佐美北部石丁場群」の中の代表的な石丁場遺跡のある地点であり、「宇佐美北部石丁場群」が重要景観形成指定地区の候補として選定されたこと、また、「＜基本方針－6＞歴史・文化を大切にした景観をつくれます」が今回新たに追加されたことを考え合わせると、国史跡の中の指定眺望点として位置づけることができれば、伊東市にとって極めて意義深いものと思います。

＜市の考え方＞

- 眺望点への「ナコウ山テラスからの眺望」の追加指定については、指定の考え方「③伊東市のウォーキングコースに眺望点までのルートの位置付けがある地点」において、一般的に安全に行くことができる場所であることと考えているところであり、ナコウ山までの見学路は設けられているものの、その一部に不安定なロープを伝って移動しなけ

ればならない箇所があり、現時点では安全性の確保が不十分であると判断し、今回の改定では、指定を見送ることとしました。引き続き、状況に応じて追加指定について検討してまいります。

パブリックコメントの「理由」にも記載のあるとおり、「ナコウ山テラスからの眺望」が伊東市景観形成基本計画の「眺望点」に追加されれば、「歴史・文化を大切にした景観づくり」の観点から、極めて意義深いものとなります。

パブリックコメントに対する市の考え方は、「状況に応じて追加指定について検討してまいります」とあることから、いずれ対処しなければならない「だんご紋」から「田の刻印」に上がる坂道の安全確保を速やかに対処し、眺望点の指定を見送った要因を解決して、関係部署と調整の上、「ナコウ山テラスからの眺望」を伊東市景観形成基本計画の「眺望点」に加えるべきだと考えます。

2. 宇佐美城山に関する事項

2-1(1) 公有地化

宇佐美城山の恒久的保存の観点から、当該地を公有地化すること。

現在、宇佐美城山は、キャンプ場として開発されていますが、民有地であれば、長い間には、土地所有者の意向により商業ベースでその活用がはかれることは一般的には当然とも言えます。また、商業ベースで扱われる土地は、採算が合わなければ、土地自体が売買の対象となることもまた当然です。

宇佐美城山は古くから宇佐美氏の居城跡と伝えられ、宇佐美小学校、中学校の校歌にも歌われていますことから、いわばこの地域の歴史的文化遺産の一つということができます。それはとりもなおさず、伊東市の歴史的文化遺産ということになります。

こうしたことから、伊東市の都市計画マスタープラン、県の都市計画区域マスタープラン、景観形成基本計画、観光基本計画などには、「宇佐美城址」として、地域の歴史文化遺産としての位置づけがされています。

しかし、こうした宇佐美城山も民有地である限り、その歴史的文化遺産としての価値が毀損し、あるいは消滅してしまう可能性も十分に考えられます。事実これまでに、マンション建設計画などの宇佐美城山の物理的改変、消滅を伴う民間事業計画があったところです。

地域の、伊東市の歴史的文化遺産である宇佐美城山の恒久的保存のためには、当該地を公有地化することが極めて効果的な方策であると考えます。

2－(2) 開発現地の確認

宇佐美城山公園キャンプ場の開発に関して、文化財保護法に照らして違反行為が行われていないか、あるいは、歴史的文化遺産としての文化財保護の観点から、不適切な開発行為が行われていないか、適宜現地を確認すること。

宇佐美城山キャンプ場の開発は、事業者から「伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」に基づき土地利用申請が出されています。

しかしながら、未だ市長の承認が下りていないにも関わらず、この開発は既に工事が完了し、さらに営業を開始して１年以上が経過しています。土地利用事業等の適正化に関する伊東市の指導は有名無実の極みといえることができます。開発業者に不信を抱かざるを得ません。

そういう状況の中で、当該キャンプ場のほぼ全域が「周知の埋蔵文化財包蔵地」となっていますことから、歴史的文化遺産としての文化財保護の観点から、不適切な開発行為が行われていないかと大変心配しております。行政において適宜現地を確認すべきと考えます。

3. 文化財行政に関する事項

3-1 「文化財保存活用地域計画」の作成

文化財保護法に規定する「文化財保存活用地域計画」の作成について、その準備も含めて速やかに着手すること。

静岡県では、既に「文化財保存活用地域計画」の方針ともなる「文化財保存活用大綱」を策定しているところであり、また、第11次伊東市基本計画（令和3年度から5年間）には、「文化財保存活用地域計画」の作成に取り組む旨の記載があることから、本市の文化財に係る保存活用を一層充実させるために、また確固としたものにするため、法定計画である「文化財保存活用地域計画」の作成に速やかに着手すべきだと考えます。

昨年に、当保存会から同様の提言をした際には、令和3年から江戸城石垣石丁場跡保存活用計画の運用を開始することから、その運用状況を考慮したものにしたいとのご回答をいただいたところですが、同保存活用計画策定の委員会は令和3年3月に終結したにも関わらず、同保存活用計画書の印刷製本に5ヶ月を費やしてまだ完成しないことから、「文化財保存活用地域計画」作成の着手が益々遅くなってしまうのではないかと危惧します。

「文化財保存活用地域計画」は、行政内部だけで作成できるものではなく、「地域総がかり」で作成するものでありますことから、準備も含めて相応の時間がかかるものと思います。また、江戸城石垣石丁場跡保存活用計画の運用と並行してできるものもあるのではないかと思います。

こうしたことから、準備も含めて、速やかに着手すべきと考えます。

3－(2) 文化財課の設置

伊東市の文化財行政の一層の充実と質の向上をはかるため、「文化財課」の設置を検討すること。

文化財は、市民が文化財に学ぶことを通して、そのまちの知性と教養の向上に直結し、そのまちの知性と教養の向上は、そのまちの自治の向上に直結することから、文化財は、自治向上の要であるといえることができます。

伊東市は、国史跡という重要な文化財の管理者となったことから、また、その保存活用計画書もできたことから、さらには、今後法定計画である「文化財保存活用計画」の作成も行うことから、今後、文化財行政の業務量が増加するものと思われます。

こうした中で、その他の文化財も含めた文化財に関する業務が、同一課内のあれもやり、これもやる中の一つとなっていては、一般的な事務処理に追われて、いくつかの行政の基いとなる重要計画の策定などの肝心の文化財行政に係る政策立案に要する時間が少なくなるのではないかと心配です。もし、そうであれば、文化財行政の停滞あるいは後退につながるのではないかと危惧します。

こうしたことから、時間と人員と能力を集中させるために「文化財課」の設置を検討すべきと考えます。

以上